



名古屋大学大学院
経済学研究科教授

森 徹氏



さきの通常国会で消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革法案が可決され、消費

消費税の逆進性は問題か

税率（地方消費税分も含む）は、2014年4月に8%、2015年10月には10%に引き上げられることとなった。し

もり とおる 財政学・地方財政論、名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程・単位取得退学、1953年生まれ。

かし、その後も消費税増税に対する反発は根強く、与党民主党は大量の離党者を出し分裂状態に陥っている。こうした消費税増税への反発の背景には、消費税が所得水準の如何にかかわらず一律の税率で課される点に対する国民の不公平感があると考えられる。

一般に、高所得者ほど多くの消費を行うので、税率が一律であっても、消費税の負担額は高所得者ほど大きくなる。しかし、所得に対する消費の割合は所得の上昇とともに低下するため、所得に対する消費税負担額の割合（負担率）は、所得の増加に伴って低下する。これが、消費税の

10%でも税全体の累進性維持

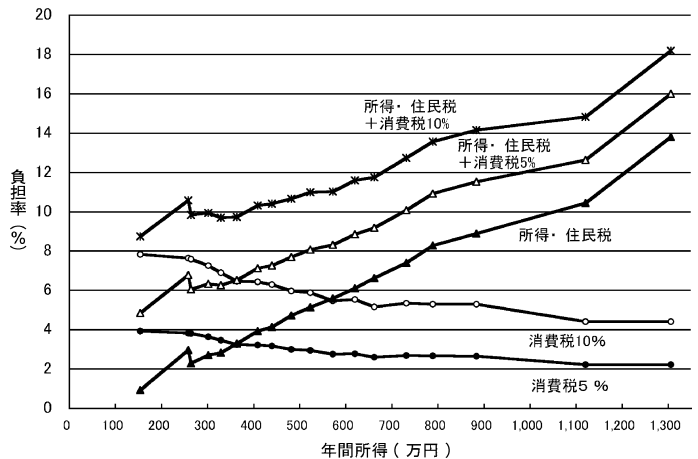
「逆進性」と言われる問題であり、消費税に不公平感を抱かせる最大の要因となっている。

では、消費税の逆進性の程度はどれほどであろうか。図中の「消費税5%」と記した折線グラフは、総務省が公表している『家計調査年報』（平成22年度）の世帯人員2人以上の勤労者世帯について、所得（勤め先収入）に対する現行消費税の負担率を示したものである。このグラフから、消費税の負担率は所得の増加に伴って低下し、消費税が逆進性を持つことがわかるが、負担率の最高値と最低値の差は2%程度に過ぎず、現行消費税の逆進性の程度はきわめて緩やかであると言え

る。消費税率が10%に引上げられると、「消費税10%」と記されたグラフのようたグラフのうちに、負担率は全体的に上昇し、最高値と最低値の差も3・5%（平成22年度）の世帯人員2人以上の勤労者世帯について逆進性は強まると言える。

しかし、一方で、世帯が負担する主要な税である所得税や個人住民税（地方

所得税に相当）の負担率は、図中の「所得・住民税」と記された折線が示すように、所



「累進的」な負担構造を示している。その結果、所得税・住民税の負担率は、所得が増加するとともに上昇し、税負担率のグラフは、現行の5%の消費税率（「所得・住民税+消費税率5%」の折線）の下ではもちろん、消費税率が10%に引上げられた場合（「所得・住民税+消費税率10%」の折線）でも、右上がりとなり、累進性は維持される。つまり、今回の消費税率の引上げの範囲では、消費税の逆進性は、所得税や住民税を合わせた世帯の総合的な税負担の累進性を崩すほど大きくはなく、むしろ年間所得500万円程度以下の中低所得層におけるきわめて低い所得税・住民税の負担率（5%未満）を是正する役割を果たすものと評価できる。

「オープンカレッジ」は中部の大学教員が社会経済の動向を踏まえ、専門分野の知見と問題提起を行います。

